

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年1月21日)

〔件 名〕

- 1 子どもエコクラブ交流会㏌北栄の開催について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 カーボン・オフセットシンポジウムの開催について
(環境立県推進課) ··· 2
- 3 鳥取県地球温暖化対策条例に規定されている特定事業者の取組計画の提出状況について
(環境立県推進課) ··· 3
- 4 「中海の水質及び流動会議」の概要について
(水・大気環境課) ··· 4
- 5 持続可能な地下水利用に係る検討会について
(水・大気環境課) ··· 5
- 6 「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について
(循環型社会推進課) ··· 6
- 7 犬、ねこの譲渡実施要領の改正について
(くらしの安心推進課) ··· 7
- 8 「鳥取県福祉のまちづくり条例」の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について
(住宅政策課) ··· 9
- 9 年末の総合相談窓口の開設結果について
(住宅政策課) ··· 10
- 10 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住宅政策課) ··· 11

生活環境部

こどもエコクラブ交流会 in 北栄の開催について

平成23年1月21日
環境立県推進課

県内で活動しているこどもエコクラブについて、クラブ間の交流を深めるとともに、その活動内容を広く県民に紹介し、県内のこどもエコクラブ活動の一層の推進と環境教育・学習の充実を図ることを目的として、下記のとおり「鳥取県こどもエコクラブ交流会」を開催します。

- 1 日 時 1月23日（日）午後1時30分～4時40分
2 場 所 北栄町北条農村改善センター 大研修室（東伯郡北栄町田井7-1）
3 内 容 ○クラブ活動発表会
○朗読会「坪田愛華さん作 地球の秘密」
日本海テレビアナウンサー（殿垣内 薫氏、岡崎菜都子氏）による朗読
○海づくり大会キャラバンによるアトラクション
○全員参加のレクリレーション
○作品展示（エコ工作、壁新聞等）
4 参加クラブ 【発表会】6クラブ
【作品展示出品】5クラブ
5 添付書類 「こどもエコクラブ交流会 in 北栄」チラシ

<参考>

○こどもエコクラブとは

こどもエコクラブとは、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を推進するため組織された環境活動クラブ。

クラブは、2人以上のこども（幼児～高校生）と、活動を支える1人以上の大人で構成され、鳥取県では76団体 7,447人が登録されており、生きもの調査やリサイクル活動などの環境に関する活動を実施。（平成22年10月現在）

なお、全国では約3,600クラブ、17万人の子どもたちが登録・活動している。

カーボン・オフセットシンポジウムの開催について

平成23年1月21日
環境立県推進課

1 目的

カーボン・オフセット（※）の内容やその活用事例等を県民に周知して、その普及を図る。

※カーボン・オフセット…人間の経済活動や生活を通して「ある場所」で排出されたCO₂などの温室効果ガスを、植林、森林保護、クリーンエネルギー事業などによって「他の場所」で直接的、間接的に埋め合わせしようとする考え方や活動の総称

2 日 時

平成23年2月6日（日） 15：10～16：30

3 場 所

ホテルセントパレス倉吉（倉吉市上井町1丁目9-2）

4 主 催

鳥取県（全国モーターボート競走施行者協議会助成事業）

5 後 援（予定）

とっとり環境ネットワーク、山崎製パン（株）、イオンリテール（株）、
(株)スーパーホテル、(株)鳥取銀行、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター

6 当日のスケジュール

（1）基調講演（15：10～16：10）

演題：「低炭素社会に向けてのビジネス発想術」

講演者：ジーコンシャス（株）代表取締役 井手敏和 氏

（2）カーボン・オフセット商品等発表会（16：10～16：25）

発表者：山崎製パン（株）

総務本部 総務部 関西担当 次長 本橋昌和 氏

（鳥取県有林のJ-VERを活用したカーボン・オフセット付パンの販売を展開中）

（3）全体質疑応答（16：25～16：30）

（4）閉会

※展示コーナー（カーボン・オフセット商品及びパネル等の展示）

○山崎製パン（株）：カーボン・オフセット付パン

昨年10月から中国・四国地区で販売するパンなど（12種類）で、製品1個につき1円を鳥取県有林のJ-VERの購入に使用し、県の行う森林保全活動を支援し、地球温暖化防止に貢献しようとするもの

○イオンリテール（株）：カーボン・オフセット付マイバスケット

マイバスケットの製造から店舗への運搬過程で排出されるCO₂について、インドで行われるバイオマス発電プロジェクトから排出権を購入し、CO₂排出量をゼロにするもの

○（株）スーパーホテル：カーボン・オフセット付宿泊「エコ泊」

宿泊時に排出されるCO₂について、インドで行われる風力発電プロジェクトから排出権を購入し、CO₂排出量をゼロにするもの

○（株）鳥取銀行：カーボン・オフセットイベント

昨年9月に開催された「とりぎんキッズサッカーフェスティバル」で排出されたCO₂について、鳥取県有林のJ-VERを購入し、CO₂排出量をゼロにされたもの

鳥取県地球温暖化対策条例に規定されている特定事業者の取組計画の提出状況について

平成23年1月21日
環境立県推進課

鳥取県地球温暖化対策条例（平成22年4月1日に全面施行）第8条では、鳥取県内の工場等において多量の温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）に、温室効果ガスの排出の抑制等のための取組に関する計画（以下「取組計画」という。）の作成・提出を義務づけ、公表することとしており、その提出状況は次のとおりである。

1 特定事業者とは

- (1) 鳥取県内に有するすべての工場・事務所等の原油換算エネルギー使用量が、前年度1,500k₁以上の事業者
- (2) 鳥取県内での前年度末時点での自動車等保有台数が次のいずれかに該当する自動車運送事業者
 - ・貨物自動車運送事業法に基づくトラックを200台以上保有
 - ・道路運送法に基づくバスを200台以上保有
 - ・道路運送法に基づくタクシーを350台以上保有

2 取組計画書の主な内容

- (1) 計画期間（3か年度）
- (2) 基準年度（計画期間の初年度の前年度）における温室効果ガスの排出実績
目標年度（計画期間の最終年度）における温室効果ガスの排出計画
- (3) 寄与的取組、具体的な取組・措置の計画 など

3 取組計画書の提出状況

特定事業者は、現時点で68事業者が判明しており、うち63事業者から取組計画書の提出があり、5事業者は未提出という状況である。

（平成23年1月18日現在）

特定事業者の種別		事業者数	【参考：年間の原油換算エネルギー使用量が1,500k ₁ 以上となる事業者の目安】
(1)	工場・オフィス・事務所	45	電力使用量 約600万kWh/年程度
	小売店舗	11	延べ床面積 約3万m ² 程度
	病院	4	病床数 500~600床程度
	コンビニエンスストア	2	30~40店舗 程度
(2)	自動車運送事業者	1	
	計	63	

4 取組計画書による排出量の削減見込み（平成23年1月18日現在）

平成21年度実績値 767,654トン-CO₂

平成24年度目標値 759,110トン-CO₂

削減率 1.1%

5 取組計画書における具体的な取組例

- ・照明設備の省エネ製品への更新（LED、高効率蛍光灯など）
- ・空調設備の省エネ製品への更新
- ・ポンプ、ファン、エアコンプレッサーの高効率化（インバーター化など）
- ・ボイラの高効率化、配管等の断熱、廃熱回収と再利用
- ・変圧器の高効率化 など

※J-VER・グリーン電力証書等の購入などの寄与的取組を行っている事業者はなかった。

6 取組計画書の公表

事業者から提出のあった取組計画書は、権利利益が害されるおそれがあるなどの正当な事由により公表を希望しない場合を除いて、環境立県推進課ホームページにおいて1月21日に公表する。

「中海の水質及び流動会議」の概要について

平成23年1月21日
水・大気環境課

- 第1回会議の結果を踏まえ、構成員に対し課題抽出、必要な取組・情報データなどの提案について意見照会した。
- 意見照会結果を踏まえ、12月20日に第2回会議を開催し、今後の水質改善策について意見交換。今後の会議の進め方及び「中海の水質に係る経緯と変遷」のとりまとめ作業を進めるなどを確認した。
- 今後、必要と思われる取組などを提案し、水質改善策に資する。

1 「中海の水質及び流動会議」の設置

- 設置日：平成22年9月16日
- 設置目的：中海会議設置要綱第6条の規定に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う。
- 構成員：
 - 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所
 - 農林水産省中国四国農政局
 - 環境省中国四国地方環境事務所
 - 鳥取県及び島根県の環境、企画、農林水産、河川所管部局
 - 米子市、境港市、松江市、安来市及び東出雲町の中海環境関係所管課

2 第2回会議の概要

- 日時 平成22年12月20日 午後2時～午後4時
- 場所 西部総合事務所講堂
- 協議事項
 - ・今後の水質改善策などについて（意見照会結果に対する意見交換）
 - ・当会議の進め方について
 - ・具体的な実施内容について（「中海の水質に係る経緯と変遷」とりまとめ、海藻除去と有効活用について等）
 - ・その他、平成23年度の各機関事業予定、中海・宍道湖のアオコ発生状況等
- 結果
 - ・今後の水質改善策などについて、普及啓発に関するものが多数挙げられた。
 - ・水質流動会議の進め方については、水質調査結果、特異現象等の分析整理を行うとともに、調査・分析結果から必要と考えられるものを検討・協議し、次期第6期計画へ反映、又は速やかに着手することを確認した。
 - ・関係者の情報共有を促進するための「中海の水質に係る経緯と変遷」について、次回中海会議に初版提示できるよう作業を進めることを確認した。

3 今後の予定

- 「中海の水質に係る経緯と変遷」について事務局が原案を作成し、構成員へ意見照会する。
- 経緯と変遷に係る資料がある程度まとまった時点で、平成23年度事業予定等と併せて、年度末を目途に次回会議開催の日程を調整する。

持続可能な地下水利用に係る検討会の設置について

平成23年1月21日
水・大気環境課

1 検討会設置の目的・経過

- ・持続可能な地下水の利用に向け、地下水利用の現状把握、届出等に係る制度設計を検討する。
- ・平成19~21年度に地下水の調査研究を鳥取大学に委託実施(鳥取平野、大山南西麓)し、結果報告を受けた。

○鳥取平野は現状の汲み上げ量を継続することに問題はないが、塩水化を監視する必要がある。
○大山山麓は現時点での水収支の不足はないが、流動解析の精度向上のために、地下構造を詳細に把握し、地下水利用の現状を正確に把握する必要がある。また、灌漑用水の実態を流域毎に調査し、河川流量(低水管理)を含めて常時監視していく必要がある。

2 全国の動き

【地下水】

- ・全国の地下水採取規制に関する条例は、山形、茨城、富山、静岡、徳島、佐賀、熊本県が条例制定済み。栃木、埼玉、福井、山梨県は、おもに地盤沈下対策のため要綱により、地下水取水量の報告を求めている。
- ・自由民主党は、地下水源保護のため「地下水利用規制緊急措置法案(仮称)」と外国資本の森林買収を規制するため「森林法改正案」をH22.11.30国会へ提出した。(衆議院閉会中審査の段階)
- ・鳥取県は、森林法改正と併せて、持続可能な地下水利用に係る法整備を国に要望する予定。

【森林買収】

- ・北海道(H22.6)、新潟県(H22.9)の各議会では、「外国資本による森林売買(地下水取水)に対する法整備」を求める意見書を国へ提出し、鳥取県議会もH22.12.17に提出した。大分県、福島県は、森林買収・実態把握等の庁内連絡会議を設置済み。
- ・北海道は、H22.11.29森林などの土地取引に事前届け出制を導入する独自条例を制定する方針を固めた。

3 検討会の構成員

- ・行政機関で構成し、必要に応じて鳥取大学の専門家を招集する。
- ・行政機関は、森林法、温泉法、河川法、工業用水等を所管する部局ほか、鳥取市及び米子市(企業誘致担当、水道局)、江府町(サントリー誘致)、伯耆町(コカ・コーラ誘致)を構成員とする。

4 開催スケジュール

NO	開催時期	議題	内容
1	H23.1.13開催	検討会の設置、趣旨説明 地下水調査の報告	次回に向けて関連法との関係を調査
2	H23.2.中旬	関連法との影響調査	課題等の洗い出し、整理
3	H23.3.上旬	条例・要綱等の骨子 (たたき台)	骨子(たたき台)の決定 ※新たな条例・要綱等制定の必要性を含め、検討する。

5 条例・要綱等に盛り込むことが想定される事項(案) ⇒ 熊本県地下水保全条例から引用

地下水の範囲・定義、合理的使用、採取の届出、既得権者への経過措置、採取量の報告、水量測定器の設置等、勧告、適用除外、かん養の指針、有害物質の地下浸透の禁止、常時監視・公表等

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」の一部改正案に係るパブリックコメントの実施結果について

平成23年1月21日
循環型社会推進課

1 意見募集期間

平成22年11月25日（木）から12月22日（水）

2 改正案の概要

- (1) 国が認定する無害化処理施設（石綿廃棄物、微量PCB廃棄物の無害化処理を行う施設）について、実証試験前に条例手続を行うことを義務付ける。
- (2) 既存施設を更新、承継（譲受、相続、会社の合併等）する場合、一定の要件を満たす場合に限り、条例手続を不要とする。
- (3) 事業者が開催する説明会に、必要に応じて県が立会できる規定を設ける。
- (4) 県が事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行う際、学識経験者その他の者に協力を求めることができる規定を設ける。
- (5) 産業廃棄物処理施設で届出により一般廃棄物を処理したときは、その処理状況の報告を義務付ける

3 意見件数

(1) 総数 9件

県民局経由	市町村等への照会	業界団体への説明会	計
1	5	3	9

(2) 主な意見と対応

ア 改正内容に対する意見

意見の内容	対応
承継により経営者が変わると埋立廃棄物、排出事業者等事業内容が変わることがあり住民は不安。特に経営者が県外業者となつた場合等は説明が必要ではないか。	このたびの改正では、従来から条例手続を不要としている処理能力の増大が10%未満などの軽微な変更に限定して施設更新と承継を認めようとするものである。このため経営者が変わって埋立廃棄物等の事業内容が変更されることにより、軽微な変更に該当しない場合は、当然、改めて手続を行っていただく必要がある。
説明会には関係市町村も立会できることとしてはどうか。	意見を踏まえて、「必要に応じて関係市町村に立会を求めることができる」よう修正する。
説明会は県が必ず立会したほうがいいのではないか。PCB廃棄物などは、不適正処理する業者も多くおり、不適正処理をなくすためにも県の立会は必ず必要。	条例の趣旨として、まずは事業者の責任において関係住民の理解を得るよう努めさせていただくことが重要であり、事業者と関係住民が相互の意見及び見解の理解に努めていただくことを基本としていることから、必要に応じて立会することとするものである。なお、ご指摘のような不適正処理が懸念される場合などは、当然立会を必要とする場合に該当すると考えている。
産業廃棄物処理施設で一般廃棄物を処理したときの処理状況の報告について、市町村にも同様に一般廃棄物の処理状況を報告しているため、報告は市町村のみとしてほしい。	報告を徴収している市町村もあり、県も必要に応じて廃棄物処理法第18条に基づき報告を求めることができることから、意見を踏まえて改正を行わないこととする。

イ 他の意見

意見の内容	対応
災害時の仮設処理施設等の設置場所を市町村が定める場合、本条例の手続きを準用するということにはならないか。	市町村が設置する一般廃棄物処理施設については、廃棄物処理法により市町村が条例を定めて本条例と同様の手続を行うことが規定されているため対象外としている。災害時の仮設処理施設の設置場所等については、防災計画等に盛り込まれていない市町村もあることから、別途に注意喚起していく。

4 今後の予定

平成23年2月 2月議会に条例案附議
4月 改正条例施行

犬、ねこの譲渡実施要領の改正について

平成23年1月21日
くらしの安心推進課

1 目的

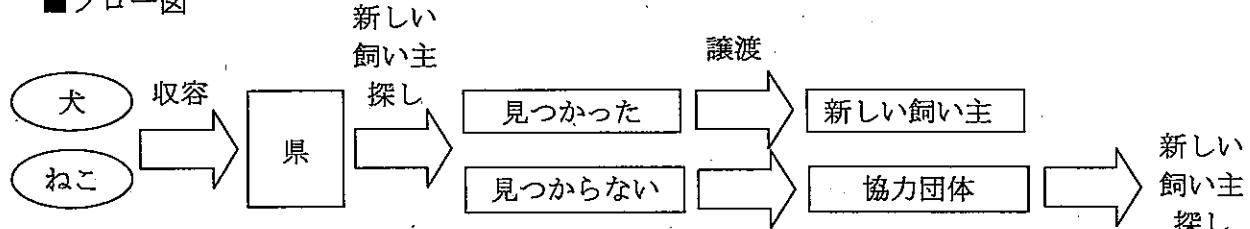
鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、県では収容した犬又はねこを新たな飼い主に譲渡をしているところ。

この度、その手続きを定めている「犬、ねこの譲渡実施要領」を改正し、県の直接譲渡に加え民間団体と連携し新しい飼い主探しを行うことにより譲渡促進を図る。

2 制度概要

県で収容した犬、ねこの新しい飼い主を探すことが出来なかつた場合、新しい飼い主探しに協力いただける団体を登録し、登録した団体に犬、ねこを譲渡し、新しい飼い主を探していただく取組みを行う。

■フロー図



- (1) 犬、ねこの新しい飼い主探しに協力いただける団体から、登録の申請を受け、譲渡団体の基準及び譲渡団体の施設・設備基準を満たす団体を県が登録する。
- (2) 県自らで新たな飼い主が見つけられない場合、登録した団体に犬、ねこの譲渡を行う。
- (3) 登録した団体に譲渡団体の遵守事項を守って、犬、ねこの新しい飼い主探しの活動を行っていただく。
- (4) 団体が登録を受けるための基準や遵守事項を守れない場合は、団体の登録の取り消し、又は動物の譲渡を中止する。

3 団体の基準、遵守事項等

(1) 譲渡団体の基準概要

- ・ 新たな飼い主探しを非営利活動として行う県内の団体であること。
- ・ 新たな飼い主探しを適正に行っていただくための活動の方法を規約、会則等に定めていること。

(2) 譲渡団体の施設・設備基準概要

- ・ 動物の適正な飼育を行うことのできる衛生的かつ、必要な規模を有する施設・設備であること。

(3) 譲渡団体の遵守事項概要

- ・ 新しい飼い主が決まるまでの間、動物を適正に飼養すること。
- ・ 適正飼養ができる新たな飼い主に動物を譲渡すること。
- ・ 新たな飼い主探しを行う活動に関して、活動内容を県に報告すること。

4 犬、ねこの譲渡実施要領改正(案)に係るパブリックコメント実施結果概要

(1) 意見数

615件 (意見者数: 318名)

(2) 応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した(一部のみ反映したものも含む)	5 (5)	・団体譲渡動物が逸走した等の事故が発生した場合は、報告させるべき。 ・「施設に関し近隣住民の合意を得ること。苦情等に対し適切に対応、改善を図ること。」を追記すべき。
既に盛り込み済み	191 (77)	・「犬、猫の譲渡実施要領(改正案)」に賛成。 ・高齢の動物も譲渡の対象とすべき
今後の検討課題	19 (12)	・健康でなくとも動物の健康状態を説明し、希望者が納得すれば譲渡すべき。 ・観察では健康に問題があると誤認されてしまう場合がある。
対応困難	141 (57)	・譲渡団体は、県外の団体も対象とすべき。 ・終生飼養者は、県外の人も対象とすべき。
その他	259 (89)	・生きたまま焼き殺すことをやめるべき。 ・犬猫の譲渡を行うべき。
計	615 (240)	

※()内の数字は、意見の種類。

5 犬、ねこの収容、譲渡状況等

平成(年度)		17	18	19	20	21
犬	収容頭数	743	598	530	404	357
	引取り頭数	466	473	340	218	183
	返還頭数	73	106	111	118	96
	譲渡頭数	75	109	107	100	77
	処分頭数	1,061	856	652	404	367
猫	引取(収容)頭数	2,783	2,500	1,911	1,631	1,289
	収容頭数		313	453	168	101
	返還頭数				1	1
	譲渡頭数	19	27	25	31	14
	処分頭数	2,764	2,786	2,339	1,767	1,375

※平成17年度のねこの収容は、引取頭数に含む。

※平成19年10月から引取り有料化。

※収容頭数とは、放浪犬、負傷動物等を県が収容したもの(根拠法令: 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項及び鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項)

※引取頭数とは、県民から県が引取ったもの(根拠法令: 動物の愛護及び管理に関する法律第35条の規定)

「鳥取県福祉のまちづくり条例」の一部改正案に係るパブリックコメントの実施
結果について

平成23年1月21日
くらしの安心局住宅政策課

1 意見募集期間

平成22年11月24日（水）から12月22日（水）

2 改正案の概要

- オストメイト対応設備の設置を要する対象施設、面積の引下げ

現 行	床面積2,000m ² （公衆便所は50m ² ）以上の特別特定建築物
改正案	車いす使用者用の便房の設置を義務付けている対象施設、基準床面積と同一基準となるよう基準床面積を引下げ (例 病院、診療所、百貨店、マーケット等 2,000m ² 以上→100m ² 以上)

- バリアフリーに配慮して設ける設備に関する案内表示の義務付け

現 行	案内所（受付カウンター等）を設ける場合は、案内板等の設置を免除
改正案	案内所で尋ねることなく、車いす使用者用便房及びオストメイト対応設備の有無が確認できるよう、建物入口付近にピクトサイン等の案内表示を設ける事を義務づけ

3 応募のあった意見の概要

（1）意見のあった件数・・・5件

（2）意見の内容と対応方針

- 改正案に対する意見（1件）

意見の概要	対応方針
オストメイト対応設備があるに越した事は無いが、それよりもベビーキープやベビーシートの設置が優先されるべきではないか。 子育て王国鳥取県というからには、一定以上の規模の施設にはベビーシート等を義務付けてはどうか。	条例では、既に一定規模以上の施設にベビーキープ、ベビーシートの設置を義務付けている。

- その他の意見（4件）

・用語についての質問及び、県の他の施策に係る意見

4 今後の予定

時 期	内 容
平成23年 2月	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会（第2回）
6月	県議会への条例改正案附議、改正条例の公布
平成24年 1月	改正条例施行、整備マニュアルの改訂

年末の総合相談窓口の開設結果について

平成23年1月21日
福祉保健課
くらしの安心局住宅政策課
雇用人材総室労働政策室
経済通商総室経営支援室

求職中の生活に困窮している方及び資金繰りで悩んでいる中小企業の方へ、行政機関等が業務を停止している年末の期間に、鳥取労働局、鳥取県社会福祉協議会と共に「総合相談窓口」を開設しましたので、その結果を報告します。

1 日 時

平成22年12月29日(水)～30日(木) 8:30～17:15

※昨年同様2日間実施

2 場 所

県内3カ所(県庁・中部総合事務所・西部総合事務所)

3 相談件数 延べ26件(18人)

	相談者数 (人)	相 談 内 容 (件)						計
		職業	生活福祉資金等	生活保護	住宅	制度融資	その他	
県庁	12	3	4	5	2	3	1	18
中部総合事務所	1			1				1
西部総合事務所	5	2	1	3	1			7
計	18	5	5	9	3	3	1	26

4 主な相談内容

- 生活保護制度の内容に関する相談
- 仕事がなかなか見つからず、今後の生活に関する相談
- 資金繰りに関する相談

※生活福祉資金貸付に関しては、ハローワーク等からの紹介で、12月中旬以降28日までに滑り込みで19件余りの申請があったため、昨年度に比べて相談が減少したものと推測される。

<参考> (平成21年度相談内訳別件数)

	相談者数 (人)	相 談 内 容 (件)					計
		職業	生活福祉資金等	生活保護	住宅	その他	
県庁	17	4	11	5	3	3	26
中部総合事務所	2	1		1			2
西部総合事務所	15	5	13	5	1		24
計	34	10	24	11	4	3	52

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住宅政策課 (東部総合事務所 生活環境局)	県営住宅ひばりが丘団地第二期住戸改善工事(52-3棟)(建築)	鳥取市浜坂四丁目	株式会社懸樋工務店 代表取締役 義樹	(当初契約額) 160,860,000円	平成22年1月14日～ 平成23年2月15日	平成22年1月13日	(第1回変更)
			(変更後契約額) 170,172,450円 (変更額) 9,312,450円			(変更契約年月日) 平成22年7月30日	(第1回変更)
			(変更後契約額) 178,214,400円 (変更額) 8,041,950円			(変更契約年月日) 平成22年9月13日	(第2回変更)
			(変更後契約額) 181,950,300円 (変更額) 3,735,900円			(変更契約年月日) 平成22年12月13日	(第3回変更)